

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十七号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第二条第五号ア(3)」を「第二条第五号ア(2)」に、「である非常勤職員」を「であるもの」に改める。

第十四条の二中「第二十六条第二号イ」を「第二十六条第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。